



資料3

# 第24回 消費者安全専門調査会 説明資料

平成25年7月12日(金)  
消費者庁消費者安全課

## 白菜の浅漬けを原因とする食中毒の発生に係る対応 (注意喚起までの経緯)

### <厚生労働省、地方自治体の動き>

#### 平成24年8月11日(土)

- ・高齢者関連施設の入所者で入院中の100歳代女性が死亡。
- ・北海道及び札幌市は、高齢者施設等において同様の有症者が発生し、一部で腸管出血性大腸菌0157が検出されたことを公表（施設数5、有症者数49名、入院者36名）。
- ・原因不明のため食中毒と感染症の両面から調査。

#### 8月13日(月)

入院中の80歳代女性が死亡。札幌市は腸管出血性大腸菌0157が検出されたことを公表（施設数5、有症者数54名、入院者38名）。

#### 8月14日(火)

北海道及び札幌市は、有限会社岩井食品が製造した「白菜きりづけ」（白菜の浅漬け）が原因の腸管出血性大腸菌0157の食中毒であることを公表。

### <消費者庁の動き>

#### 8月12日(日)

厚生労働省より当該事案について事務連絡あり。

#### 8月13日(月)

原因調査中のため食中毒に関して食品の扱いや調理する際の注意事項を呼びかける。

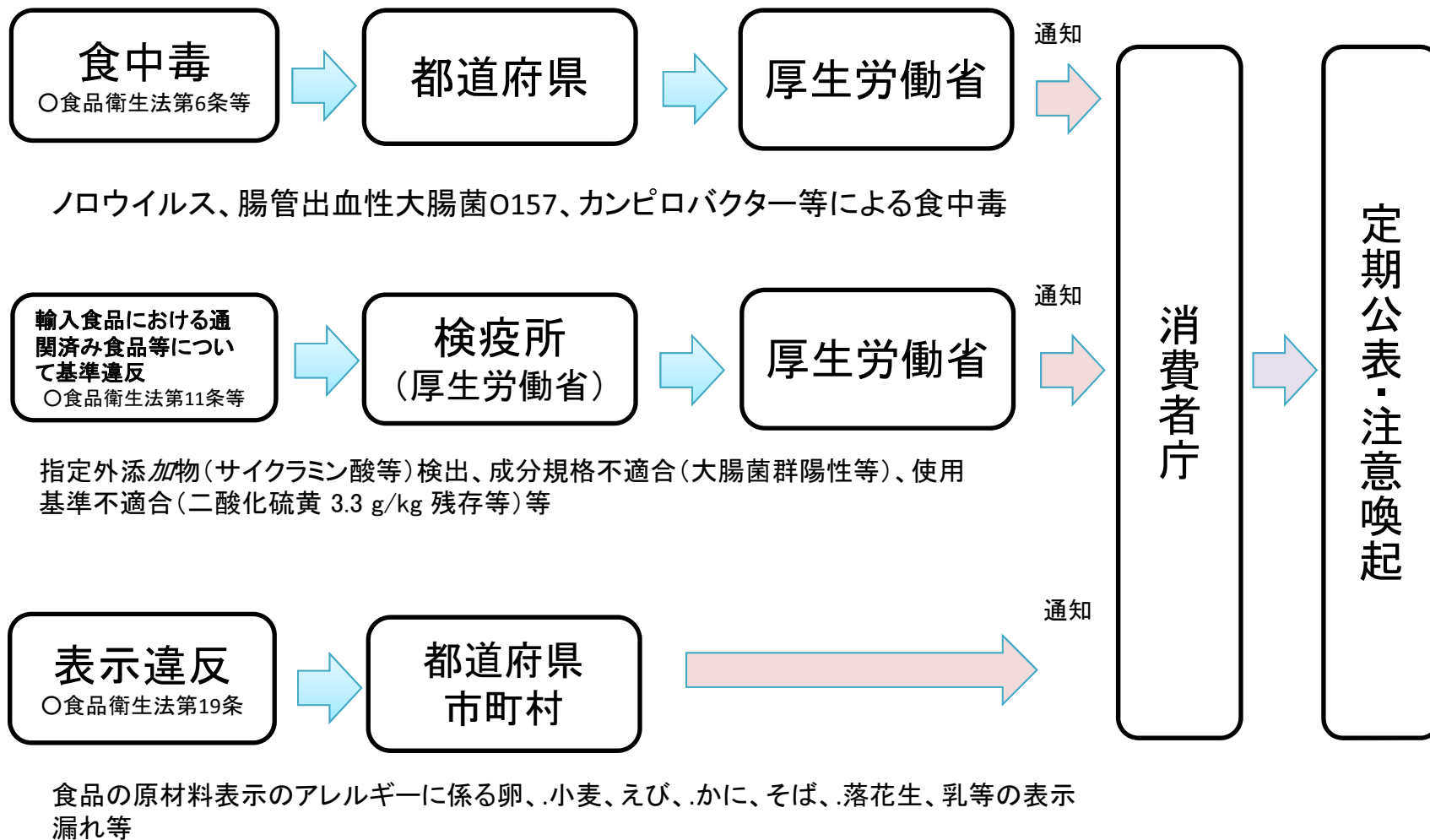
#### 8月14日(火)

札幌市が「白菜の切り漬」を原因とする食中毒と断定し、厚労省から消費者庁に消費者安全法に基く通知を受理。

#### 8月15日(水)

商品名、製造事業者、販売先が判明したことから販売先を明示し、絶対に食べないよう及び症状が出た際は早めに医療機関を受診するよう呼びかける（患者数98名うち死者2名）。

# 消費者安全法による食品の事故情報の通知について



# 「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の変更について」 に関する具体的活動

## ＜主な改定事項＞ - 消費者庁設置関連事項(消費者安全課関係) -

- ・ 消費者庁を食品安全に関わる行政機関として位置づけ
- ・ 前文に「消費者安全の確保」に係る記述を付加
- ・ 他の法律に基づく措置ができない事案(いわゆるスキマ事案)について、消費者安全法に基づき措置
- ・ **リスクコミュニケーションに係る総合マネジメント**  
(基本的事項第3の3 食品安全基本法第13条関係)  
→ 関係省庁の事務の調整を消費者庁が実施し、積極的な推進を図る。
- ・ **緊急時における消費者被害の拡大防止に係る指令塔機能**  
(基本的事項第4の1 食品安全基本法第14条関係)  
→ 一元的に集約・分析した情報を基に、指令塔として迅速に対応方針を決定等。  
→ 緊急対策本部は、内閣府特命担当大臣(消費者)が設置(食品安全担当から変更)。

(平成24年6月29日 閣議決定)

# 「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の変更について」 に関する具体的活動

## ＜これまでのリスクコミュニケーションの取組＞

消費者庁では、東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、食品中の放射性物資に関し、消費者が正し情報に接し、理解を深め自らの判断で消費行動ができるよう、リスクコミュニケーションに取り組んできている。

これまで、関係府省、地方自治体及び消費者団体との連携等、様々な形で、全国で取り組んできたところである。



23-24年度の説明会 ◇は23年度で外数	計
1.消費者庁の主催・共催による開催	121 <20>
2.自治体・消費者団体等への協力(講師派遣・紹介・後援など)	54 <25>
合計	175 <45>

4省庁(食安委・厚労・農水・消費)連携による大規模なシンポジウム形式から、自治体との連携による小規模集会まで、これまで約220回実施。

また、BSE(狂牛病)対策に関するリスコミも、当庁が調整を担い、平成25年5月に東京都・兵庫県で開催。

# 「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の変更について」 に関する具体的活動

## ＜その他の情報提供等取組＞

消費者庁では、リスクコミュニケーションに加え、食品中の放射性物質に関する正確な情報提供に関し、関係府省間において事務の調整を担い、各種啓発素材の制作に取り組んだ。

- ・ 当庁の調整の下、各省が連携をし、3回シリーズによる公共施設や店頭等における消費者への広報活動を実施した。(平成24年10月～、毎回ポスター約2万ヶ所分、リーフレット約92万部配布)



- ・ 放射性物質や食品等の安全の問題をわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」は、適宜最新の情報に改訂を行っており、平成25年8月には第8版を発刊予定。

食べものと放射性物質のはなし その1

みんなが  
食べる  
ものだから

食べものに含まれる放射性物質は、  
自治体がきちんと測り、  
厚生労働省がすべて公表しています。

食品名	基準値
穀類	10
乳及び乳製品	50
牛乳	50
一般食品	100

厚生労働省 消費者庁 食品安全委員会 農林水産省

# 「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の変更について」 に関する具体的活動

## ■ 平成25年度の取組み

### ＜消費者意識の実態調査等を踏まえ、取組を強化＞

#### ＜子育て世代向け専門家養成研修＞

- ・意見交換会の中心となる専門家(コミュニケーター)の養成研修(2,000人目標)。その後、コミュニケーターによる、保健所・保育所・幼稚園等における子育て世代向けのミニ集会の開催を促進。

#### ＜福島県内での取組＞

- ・福島県庁及び県内各市町村との連携(60回程度を見込む)

#### ＜全国の中核都市での取組み＞

- ・各自治体や消費者団体等との連携

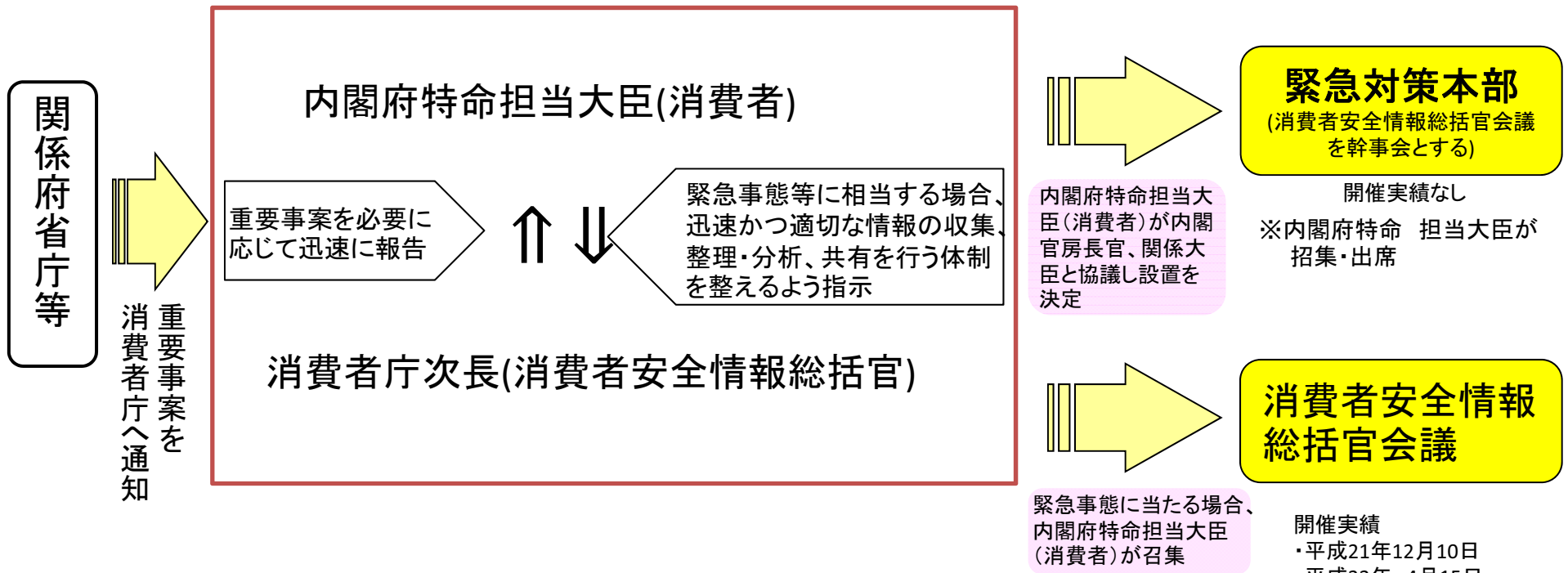
#### ＜各ブロック等での大規模シンポジウムの取組み＞

- ・関係府省との連携(8回程度を見込む)





# 緊急事態等の対応について



## 重要事案

食品等の摂取、並びに製品の使用、施設及び役務の利用等を通じて、

- ①消費者の生命又は身体に重大な被害が生じた事案
- ②そのおそれがある事案
- ③消費者被害の発生又は拡大を防止し、その安全を確保するために特に対応を要する事案

## 緊急事態等

- 消費者安全法の定める重大事故等が発生した場合であって、緊急の対応を要する事態
- 被害が大規模又は広域であり、かつ、消費者庁及び関係府省において対応の調整を要すると考えられる事故又は事態が発生した場合であって、緊急の対応を要する事態

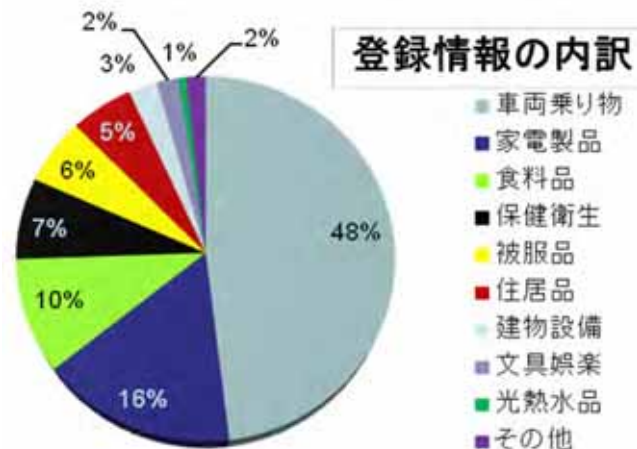
※当該事故又は事態を発生させるおそれがあるものを含む。

※緊急事態以外においても社会的影響が大きいと判断する場合には、積極的に事案に係る情報の開示、発信



# リコール情報サイト

各省庁や公的機関に届出等があったリコール情報を一元的に集約して提供



## 利用状況の推移

	2013年1月まで	2013年2月以降
一日当たりアクセス数	ほぼ2~4万件の間で推移	ほぼ5~8万件の間で推移
一日当たり最大アクセス数	11/28に10万件	2/25に96万件、6/19に54万件
メール配信登録数	3,332件 (12月末日現在)	6,395件 (6月21日現在)
登録リコール情報	1,616件 (12月末日現在)	1,814件 (6月21日現在)